

B型肝炎訴訟における提訴の条件について

平成20年2月

提 訴 希 望 者 各 位

ウイルス性肝炎患者の救済を求める
全国B型肝炎訴訟北海道弁護団

1 提訴の条件について

当弁護団としては、今回の裁判で国の責任を認めさせるためには、提訴する方々が以下の条件を満たす必要があると考えています。2以下で条件の内容を詳しく説明しますので、今回の裁判に参加するにあたっては、ご自分が以下の条件を満たすかどうかをご確認ください。

- ① B型肝炎ウイルスに持続感染していること
- ② 慢性B型肝炎等の発症から20年を経過していないこと
- ③ 集団予防接種を受けたことがあること
- ④ 集団予防接種を昭和23年1月1日以降に受けていること
- ⑤ 生年月日が昭和16年1月1日以降であること
- ⑥ 出生時にお母さんがB型肝炎ウイルスに持続感染していないこと
(母親の感染が自体が集団予防接種の場合は母子で原告になること可能)
- ⑦ 7歳になるまでに輸血を受けたことがないこと

2 ①B型肝炎ウイルスに持続感染していること

(1) 医療照会書 (本人用)

B型肝炎ウイルスの持続感染や慢性B型肝炎の診断は、ウイルス・マーカーや肝機能検査といった血液検査の結果に基づいて行われます。これらの検査結果については、「医療照会書 (本人用)」という用紙を配布しますので、その用紙を通院中の病院に持参して、主治医の先生に作成をお願いしてください。

また、作成時の注意点を『「医療照会書 (本人用)」作成の協力お願いと作成上の注意』という書類にまとめましたので、主治医の先生に「医療照会書 (本人用)」の作成を依頼する際には、この注意書きも一緒に渡してください。

(2) 肝癌を発症している方及びご本人が肝癌等の原因で死亡されている場合

肝癌を発症している場合には、「医療照会書（本人用）」だけではなく、CT、MRI等の画像所見の提出も必要になると考えられます。また、ご本人がB型肝炎ウイルスの持続感染から始まった肝硬変・肝癌によって死亡されている場合についても、B型肝炎ウイルスの持続感染が死亡につながったことの証拠を別途提出することが必要になると考えられます。

これらの場合には、どのような証拠が必要となるかは、ケース毎の判断が必要となるので、弁護士から別途ご連絡差し上げます。なお、他の方と同じように「医療照会書（本人用）」の作成は必要となります。

3 ②慢性B型肝炎等の発症から20年を経過していないこと

法律上は、損害賠償請求権の行使可能期間（除斥期間）は、20年間と決められています。そのため、各病状の発症もしくはご本人の死亡から20年以上が経過している場合には、期間の経過を理由に損害賠償請求が認められなくなる可能性があります。

詳細については、担当の弁護士に問い合わせして下さい。

4 ③集団予防接種を受けたことがあること

(1) 母子手帳

集団予防接種を受けたことの証拠として考えられるのは、母子手帳です。母子手帳には、予防接種を受けた日付、場所が記載されているので、これによって、集団予防接種を受けていたことが明らかになります。

今回の裁判に参加するに当たっては、お母さん等にもご協力いただいて、できる限り、母子手帳を探し出すようにして下さい。

(2) 母子手帳の見つからない場合

ア 母子手帳の見つからない場合には、母子手帳がないことを理由に、B型肝炎ウイルスへの感染原因が集団予防接種にあるとは言い切れないと判断されて、損害賠償請求が認められない可能性も考えられます。

しかし、当弁護士としては、母子手帳がない場合であっても、集団予防接種は国の政策として行われたもので、ほぼすべての国民に強制的に予防接種が行われたという実態がある以上、母子手帳がなくとも、集団予防接種を受けたことがあると言うことは十分に可能であると考えられますので、母子手帳がない方についても、訴訟への参加は可能です。

イ なお、母子手帳が見つからない場合には、どの地域において集団予防接種を受けていたのかを明らかにするために、戸籍の附票（みなさんのこれまでの住所がすべて記載されています。）が必要となりますので、本籍地の役所・役場において、戸籍の附票を取寄せるようにしてください。

また、配布した「原告事前調査票」の「予防接種歴」の欄に、お母さんなどの協力を得て、これまでに受けてこられた集団予防接種の時期、内容等をできるだけ詳細に記載するようにしてください。

5 ④昭和23年1月1日以降に集団予防接種を受けていること

以前の訴訟において、最高裁判所は、国が集団予防接種を原因として慢性B型肝炎の被害が広がっていることを、遅くとも昭和26年の時点では知っていて、被害防止対策を講じることができたのに、その後、何も対策を講じなかったという点を理由に国の責任を認めました。今回の訴訟においては、前回の最高裁判例をさらに進めて、国の責任が認められる可能性がより高いと考えられる昭和23年1月1日を一つの区切りとさせていただき、これ以降に集団予防接種を受けたケースに限定して提訴を行いたいと考えています。

6 ⑤生年月日が昭和16年1月1日以降であること

前述のとおり、弁護団としては、昭和23年1月1日以降の集団予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染したケースについては、国の責任が認められる可能性がより高いと考えています。

そして、7歳になると、体内の免疫機能が備わり、B型肝炎ウイルスに持続感染することはなくなると言われているので、昭和23年1月1日の時点で7歳になっている場合（生年月日が昭和16年1月1日以前の場合）には、昭和23年1月1日以降の集団予防接種が原因でB型肝炎ウイルスに感染したとは言えなくなり、国の責任を確実に追及することは難しいものと考えています。

生年月日の証明には、戸籍謄本が必要となりますので、本籍地の役場から戸籍謄本をお取り寄せるようにしてください。現在は、郵便による取寄せも可能なので、方法については、各役場にお問い合わせ下さい。

7 ⑥母子間感染がないこと

今回の裁判では、集団予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染したことを立証するために、その他のルートによる感染がないことを立証する必要があります。

B型肝炎ウイルスの感染原因は、集団予防接種による感染のほか、出産時にお母さんから感染する母子間感染が多いと言われておりますので、今回の裁判では、特に、母子間感染がないことを立証しなければなりません。

(1) **医療照会書（母親用）**

母子間感染は、出産時に胎児がお母さんのB型肝炎ウイルスに感染するというものなので、お母さんがB型肝炎ウイルスに持続感染していないことを示す血液検査結果があれば、母子間感染があり得なかったこととなります。

したがって、母子間感染がないことを立証するための資料としては、お母さんの血液検査の結果が必要となります。お母さんの血液検査の結果は、下記のとおり、お配りした「医療照会書（母親用）」を病院に持参し、記入してもらってください。

ア 血液検査を実施済みの場合

お母さんの血液検査を実施した病院に行き、お配りした「医療照会書（母親用）」に、血液検査の結果を記載してもらう必要があります。

仮に、お母さんがお亡くなりになっている場合でも、3～5年間は、病院に検査結果の保存義務がありますので、病院に問い合わせた上で、記録が保管されているのであれば、「医療照会書（母親用）」の作成をお願いしてください。

イ 血液検査を未実施の場合（お母さんがご存命の場合）

お母さんの血液検査が行われていない場合には、お母さんに血液検査を受けていただいた上で、病院にはお配りした「医療照会書（母親用）」に血液検査結果を記入してもらう必要があります。

ウ 血液検査を未実施の場合（お母さんが亡くなられている場合）

お母さんがお亡くなりになっていて、血液検査の結果も残っていないという場合も、ケースによっては提訴が可能であると考えています。

例えば、ご兄弟のうち、あなただけがB型肝炎ウイルスに感染し、その他の兄弟は感染していないという場合、母子間感染であった可能性は、非常に低いので、集団予防接種が原因であったという言い分は十分に裁判で通用すると考えられます。

どのようなケースであれば、提訴が可能であるかは、ケース毎の判断になるので、提訴の可否を弁護団にお問い合わせください。

(2) **出生時の戸籍謄本**

また、お母さんとの親子関係を明らかにするために、あなたの生れた時の戸籍謄本が必要となります。あなたが生まれた時の本籍地の役場において（出生時と現在の本籍地が変更になっ

ている方は注意して下さい。), 出生時における戸籍謄本の交付を受けて下さい。戸籍謄本については、現在は、郵便による取寄せも可能なので、方法については、各役場にお問い合わせ下さい。

この点についても、弁護士に問い合わせ下さい。

8 ⑦7歳になるまでに輸血を受けたことがないこと

B型肝炎ウィルスの感染ルートとしては、集団予防接種と母子間感染のほか、輸血による感染も考えられます。輸血によって感染した場合には、国に対する請求は否定されることとなります。そこで輸血歴の有無が問題となりますので、特に輸血の記憶がある方はその旨弁護士に申し出て下さい。そのような事情がない方は特に気にされなくて結構です。

9 その他の注意点

平成19年8月、B型肝炎ウィルスの感染ルートとして、母子間感染や輸血による感染のほか、父子間感染が一定数存在するという研究が発表されました。弁護士としては、日本における父子間感染の報告例は少ないため、仮に、お父さんがB型肝炎ウィルスに持続感染していたとしても、国の責任が否定されるとは考えられないので、みなさんには訴訟に参加していただきたいと考えています。

ただし、可能性は低いものの、裁判においては、国からの反論により父子間感染があったのではないかという点が問題となりうると考えています。したがって、今回の訴訟に参加するに際しては、お父さんがB型肝炎に持続感染しているかどうかを調査するようお願いいたします。

具体的には、お父さんの血液検査の結果が必要になりますので、お配りした「医療照会書(父親用)」を病院に持参し、記入してもらって下さい。

お父さんの血液検査実施済みの場合には、その病院で、未実施の場合には、新たに血液検査を受けていただいて、「医療照会書(父親用)」を記入してもらって下さい。

以上